

ブックエッセイ

リヴィウ（ウクライナ）が育んだ二大人道犯罪概念 そして、ロシアを裁く特別法廷へ

福田幸正

グローバル・グループ 21 ジャパン

フィリップ・サンズ（訳：園部哲）、2018、『ニュルンベルク合流 「ジェノサイド」と「人道に対する罪」の起源』、白水社（Philippe Sands. 2016. *East West Street: On the Origins of “Genocide” and “Crimes Against Humanity”*. Weidenfeld & Nicolson.）

***** リヴィウと二人の法学者 *****

オーストリア・ハンガリー帝国時代の風情が今も漂うウクライナ西端の都市リヴィウは、どんよりと垂れ込めた曇り空が似つかわしい¹。

ロシアのウクライナ侵攻によって、にわかにリヴィウというウクライナの地方都市の名前が知れ渡った。一時リヴィウには戦禍を逃れ国外へ向かう難民でごった返し、彼らを支援するために内外の人道支援団体がかけつけた。大使館を首都キーウからリヴィウに退避させた国も多いが、この世界遺産都市もロシアのミサイル攻撃に晒され、時折防空サイレンが鳴り響いている。

リヴィウ（Lviv）は、19世紀後半のオーストリア・ハンガリー帝国時代はレンベルク（Lemberg）、第一次大戦後のポーランド領時代はルヴフ（Lwów）、第二次大戦時のソ連占領下ではルヴォフ（Lvov）、ドイツ占領下では再度レンベルク、そして1944年にソ連軍がドイツ軍を掃討しウクライナの一部になってからは、現在の呼称リヴィウに落ち着いた。このような呼称の移り変わりを見るだけでも、歴史に翻弄されたこの地域の複雑さが窺い知れる。オーストリア・ハンガリー帝国は、さまざまな民族、文化、宗教が織りなす豪壮な共住空間だったが、二つの大戦を経て、リヴィウのユダヤ人コミュニティは全滅し、ポーランド人は強制移住させられ、そしてウクライナ人の街となり今に至っている。リヴィウは、波乱に満ちた二十世紀ヨーロッパの縮図でもある。

リヴィウがオーストリア・ハンガリー帝国の下でレンベルク、ポーランド領の下でルヴフと呼ばれた時代に、この街に住み、同じ大学で学んだ二人のユダヤ人の法学者がいた。二人は相まみえることはなかったが、それぞれドイツの戦争指導者を裁くニュルンベル

¹ 著者サンズによる本著とリヴィウの紹介ビデオ
Human rights lawyer Philippe Sands Lviv video diary, western Ukraine, FT Life, 2017/12/16 <https://www.youtube.com/watch?v=H2FuPHvq8k4>

ク裁判（1945～1946年）に向けて、それまでにはなかった新たな犯罪概念を編み出していった。ハーシュ・ラウターパクト（Hersch Lauterpacht 1897-1960）は大規模な個人の殺害を問題とし個人の保護を目指す「人道に対する罪」、ラファエル・レムキン（Raphael Lemkin 1900-1959）は人間集団の殲滅を問題とし人間集団の保護を目指す「ジェノサイド」の生みの親である。ニュルンベルク裁判は、それ以前にはありえなかった一国の指導者たちを国際裁判にかけける道を開くことになった²。ニュルンベルク裁判から 77 年を経た今、ウクライナは第二次大戦以来の戦禍に見舞われ、ロシアの戦争責任を追及する動きが盛り上がりを見せている。皮肉な歴史の巡り合わせだ。

***** 本のあらすじ *****

本著の著者フィリップ・サンズ（Philippe Sands）はイギリス出身の国際法学者であり、国際刑事裁判所（ICC）の設立にもかかわるなど、国際法分野で幅広く活躍している（2018年からは英国ペンクラブ会長）。2010年、そのような経歴を評価してリヴィウの大学はサンズを現地に招待し、「人道に対する罪」と「ジェノサイド」についての講義を依頼する。サンズはリヴィウでの講義の準備を進める過程で、まさにリヴィウの街がラウターパクトとレムキンを育み二つの犯罪概念の起源と密接につながっていることを発見し、その偶然に驚く。それを皮切りに、サンズはラウターパクトとレムキンのニュルンベルク裁判に至る足取りをつぶさに辿る調査を開始する。と同時に、それは彼らと同時代にリヴィウで生まれ育ち、辛くもホロコーストを免れたサンズの祖父レオン・ブフホルツ（Leon Buchholz）が生涯黙秘し続けた一家の秘密（サンズの祖母リタと実母ルースの秘密も）を紐解く旅、そして、自分はいったい何者なのかを探索する旅の始まりでもあった。もう一人、これら3人の一族のほとんどを抹殺した張本人、ヒトラーの顧問弁護士かつドイツ占領下のポーランドの総督ハンス・フランク（Hans Frank）が物語に加わる。フランクはニュルンベルク裁判の判決で絞首刑に処された。

本著は、ラウターパクト、レムキン、レオン、フランクの4人とその家族が、あの暗い時代に数奇な運命をたどり、時に交差しながらニュルンベルク裁判になだれ込んでゆくサスペンスタッチのノンフィクション大河ドラマ、といえるだろう。ニュルンベルク裁判では、ラウターパクトがかかわった「人道に対する罪」は訴因の一つに含まれた。一方、「ジェノサイド」という言葉はレムキンの精力的な働きかけもあり起訴状や公判中に使用されたが、判決には含まれなかった。その後「ジェノサイド」は1948年12月9日の国連総会で「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」として採択され、また「人道に対する罪」は世界人権宣言に影響を与え、同宣言は「ジェノサイド条約」が採択された翌日の12月10日に国連総会で採択された。リヴィウが育んだこの二人の法学者の貢献は非常に大きい。

² ニュルンベルク裁判（東京裁判も）は、戦勝国が敗戦国指導者を一方的に断罪したもの、また事後法、罪刑法定主義違反との批判があるが、著者は裁いた側を支持している。

サンズの本業は人道犯罪を扱う法律家である。その職業柄からくる並々ならない執念と嗅覚によって、次々と歴史に埋もれていた事実を明らかにしてゆく。調査の過程で、全く関係が無いと思われていた別々の人生が、ある点で交差していたという発見に何度も遭遇する。真相を追求する強い意志は、偶然すらも引き寄せるのか。まさに事実は小説よりも奇なり、である。古文書に当たるなどの伝統的な手法ではどうしても解明できないでいた人物の特定が、Facebook を用いるといとも簡単に解決できた話しなどは、啞然としてしまう。

サンズは、ICC で数多くの事案に関わってきた（セルビア、クロアチア、ルワンダ、アルゼンチン、チリ、イスラエル、パレスチナ、サウジアラビア、イエメン、コンゴ、リビア、アフガニスタン、チェチュニア、イラン、レバノン、シエラレオネ、米国 [グァンタナモ]、イラク、シリア、ミャンマー）。そして時の経過とともに、ジェノサイドが「犯罪の中の犯罪」と位置づけられ、集団の保護の方が個人の保護よりも上位と位置づけられるようになっていった、とサンズは感じている。通例の「戦争犯罪」や「人道に対する罪」の犠牲者の方がジェノサイドの犠牲者よりもまだまだ、といった犠牲者間の命の軽重を招いてしまった、というのだ。さらに、ジェノサイドは特定の集団を迫害・殺害する首謀者の意図を立証することが極めて重要かつ困難なために、ジェノサイドの犠牲者として認知されたい被害者集団は、そのアイデンティティーを一層強固なものにする傾向があり、それは加害者集団との対立をより深刻化させ、かえって和解を遠ざけることになりかねない、というのだ。これはまさにライターパクトが懸念していたことであり、それゆえライターパクトはジェノサイドという考え方を決して受け入れることはなかったという。ライターパクトとレムキンは、法とは、善をなし、人を守ることを旨とするものという基本的な考えを共有していた。また、個人の命の価値と、その個人がコミュニティの一員であることの大切さについても同意していたが、こうした価値を守るためには、個人に焦点を当てるべきか、それとも集団に焦点を当てるべきなのかというアプローチに根本的な違いがあった。

さて、サンズが本著を書き終えることによって自分探しの旅をどう決着させたのだろうか。旅の終わりに、サンズは、リヴィウにほど近いジュウキエフの町はずれの池のほとりに辿り着く。池の底には、サンズやライターパクトの親族を含む虐殺されたおびただしい数のユダヤ人が眠っていた。池のふちに立ち、サンズはつぶやいた。「・・・個人の死、されど集団の死・・・たまたま不運な集団に属していた、というそれだけの理由で・・・私は理解した」と。それは、ユダヤ人として背負うものの重さを深く胸に刻み、ライターパクトやレムキンの正統な継承者たらんとする密かな決意ではなかろうか。

*** その後のサンズ：ロシアを裁く特別法廷の設置に向けて ***

サンズの決意は本物のようだ。

2月24日のロシアによるウクライナ侵略直後から、サンズはロシアの政治・軍事指導者らを裁く特別法廷の設立に向けて奔走している。サンズが特別法廷で焦点を置くべき

と主張しているのは「人道に対する罪」や「ジェノサイド」ではなく「侵略犯罪」だ³。「侵略犯罪」とは、国連憲章⁴に明白に違反し、違法な戦争の意思決定に関わった政治・軍事指導者らを裁くためのものである。殊に今回のロシアによるウクライナ侵略は、国連憲章違反が明白なだけに、十分証拠を積み上げなければならない他の戦争犯罪に比べ、比較的容易に直接 戦争指導者の罪を問うるといえる。ところがロシアは ICC に加盟しておらずその管轄権を認めていないので、ICC はロシアの戦争指導者を裁くことができない。そこでサンズは、ICC とは協調しつつも ICC とは別にロシアの「侵略犯罪」を裁く特別法廷の設置を提唱したところ、早速ゴードン・ブラウン元英国首相をはじめ多くの著名な法学者が支持を表明し、欧米では大きな反響を呼んだ⁵。

これに押されてか、5月19日、欧州議会も特別法廷の設置を支持する決議を行った。ニュルンベルク裁判や東京裁判以来、20件以上の特別法廷が設けられており、参考のできる事例は多いとされている（カンボジア、シエラレオネ、旧ユーゴスラビア、ルワンダ、レバノン、セネガル、コソボ、マレーシア航空 MH17 便撃墜事件）⁶。一方、実際問題としてロシアの戦争指導者を処罰することは困難とする声も多く聞かれる。それに対してサンズは、1942年1月13日、フランスやベルギーなど9カ国の亡命政府がロンドンのセント・ジェームズ宮殿に集い、ドイツの戦争犯罪を裁く決意を表明した歴史を指摘する（セント・ジェームズ宣言）。その当時、誰もその3年後にニュルンベルク裁判まで発展するとは予想しなかったはず。だから今回も不可能ではない、とやり返す。つまり、困難だから諦めるのではなく、困難だがやれることはやる、という前向きなスタンスだ。

このように欧米を中心として特別法廷の設置を巡る議論が進む中で、広島、長崎への原爆投下や、ドイツ、日本の都市に対する無差別爆撃など、第二次大戦中の戦勝国側の戦争責任をあらためて問い直す真摯な議論も出始めている⁷。サンズ自身もシリア内戦に対してはウクライナ戦争ほどには関心を示さなかったと告白し、裁く側に自己欺瞞はないか戒めることを忘れていない。ところが、そのような方向に議論が発展することを嫌

³ What international crimes are Russians committing in Ukraine? PBS, 2022/04/04 <https://www.pbs.org/newshour/show/what-international-crimes-are-russians-committing-in-ukraine>

⁴ 国連憲章 第2条4項 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

⁵ Is There Progress in Addressing Putin's Crime of Aggression? Forbes, 2022/05/23 <https://www.forbes.com/sites/ewelinaochab/2022/05/23/is-there-progress-in-addressing-putins-crime-of-aggression/?sh=d103cdf6c41f>

⁶ Criminal Responsibility for Aggression against Ukraine: What are options for justice? LR Teisingumo ministerija, 2022/05/06（リトアニア政府主催シンポジウム）(6:30:25～) <https://www.youtube.com/watch?v=nf0n4VXqR8w>

⁷ Crimes against humanity, genocide, and ecocide: Of rights, responsibilities, and international law, Brookings Institution, 2022/04/08 (1:53:40～) <https://www.brookings.edu/events/crimes-against-humanity-genocide-and-ecocide-of-rights-responsibilities-and-international-order/gains>

気されたのか、時とともに特別法廷に関する報道の頻度が少なくなっていることは気がかりだ。それだけでなくロシアによるウクライナ侵略が始まってから 100 日が過ぎたころから“ウクライナ疲れ”がささやかれ出している。しかし、サンズの粘り強さと、リヴィウとの縁を通したウクライナに対する思い入れは、本著を読めば疑いの余地はない。今後のサンズの活躍と特別法廷の成り行きには関心を持って注視していきたい。そして、正義がなされることを切に期待する。

本著（翻訳版）は 2018 年に出版された際に注目を集めたが、ウクライナが戦禍に晒されている今こそ再び読まれるべきだろう。本著は注釈を含めると 600 ページ強と分厚いが、園部哲氏の翻訳はこなれており一気に読むことができた。そして読後の余韻はしばらく後を引く。